

## 令和2年度 事業報告書

事業名	せせらぎスクール推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	せせらぎスクール推進事業	開始年度	平成4年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

本県の水環境を美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水生生物を用いた水質調査「せせらぎスクール」の指導者等を対象とした講座を開催し、指導者の養成・資質向上を図る。また、水生生物調査を実施する団体等を支援することにより、県民の「せせらぎスクール」への参加を促進し、水に親しむ機会を増やすことにより地域の水環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。単年度における目標値は令和7年度までにせせらぎスクール参加団体を160団体、延べ参加者数を8,000人以上（震災前の人数）とし、その後は減少しないこととする。（経過目標 令和元年度=80団体 4,000人、令和4年度=120団体 6,000人）

## 2. 概要

「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催することにより、「せせらぎスクール」の指導者の養成・資質向上を図るとともに、「せせらぎスクール」参加団体等に、必要な教材を提供する。

## 3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律  
福島県環境基本計画  
福島県環境教育等行動計画

## 4. 実施内容等

- せせらぎスクール指導者養成講座
  - 対象：せせらぎスクールの指導者を目指す方、自治体担当者等
  - 内容：水生生物調査の実施のための講義・実習、実践指導等を行った。
    - せせらぎスクール指導者養成講座初級編1コース 受講生 14名
    - せせらぎスクール指導者養成講座初級編2コース 受講生 11名
- せせらぎスクール
  - 募集案内：各市町村、各市町村教育委員会、国立小・中学校、各私立小・中学校、各県立高等学校、各私立高等学校、水生生物調査実施団体、各公民館、各自然の家、こどもエコクラブ、教育庁、各教育事務所、教育センター等に、メール等で「せせらぎスクール」の募集案内を行い参加を呼び掛けた。
  - 内容：「せせらぎスクール」参加団体等にパックテスト、比色表、冊子「川の生き物を調べよう」、冊子「魚・鳥・植物 川辺で見かける生物たち」、下敷き、その他説明書等、「せせらぎスクール」実施に必要な教材を提供した。
  - 周知活動：「うつくしま川の体験マップ」「せせらぎスクール推進事業報告書」の作成・配布を行った。
  - せせらぎスクール調査結果報告団体：37団体 1,380名

## 令和2年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境アドバイザー等派遣事業	開始年度	平成 8 年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和 9 年度

## 1. 目的及び目標（値）

県が委嘱した「環境アドバイザー」を市町村等、各種団体が開催する講演会等に講師として派遣することにより、多様な場における環境教育・学習機会の提供を行うとともに、地域における自主的な環境保全活動の推進を図る。目標値は、今後10年間の延べ受講者数を5,000人以上として、環境教育・学習機会の継続的な提供及び支援を行う。

## 2. 概要

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。

## 3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律  
福島県環境基本計画  
福島県環境教育等行動計画

## 4. 実施内容等

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。派遣講師の謝金及び旅費の支払を県が行う。

- ・委嘱する環境アドバイザー数：現在23名
- ・派遣回数：令和2年度（派遣回数18回、受講者数585名）
- ・派遣方法：講演会等の主催者からの派遣依頼を受けて、環境アドバイザーと日程調整等の後に派遣する。
- ・令和2年度の事例
  - 令和2年6月2日 猪苗代町立翁島小学校「翁島小学校水環境学習オリエンテーション」
  - 令和2年8月9日 小川環境委員会「小川子供会環境活動（水質調査、生息調査）」
  - 令和2年10月24日 生活協同組合パルシステム福島「パルシステム星空観察会」
  - 令和3年3月14日 おもてなし福島通訳ガイドの会「福島県内の火山と防災について」

## 令和2年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰、環境の日・環境月間事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

本県は、東日本大震災及び原子力災害による影響を受けたものの、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に恵まれており、県民はそうした自然から豊かな恵みを楽しみ暮らしを営んでいるが、県民は、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

福島県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体等を顕彰し、その功績を称え、広く紹介するとともに、環境関連行事を周知すること等により、県民の環境保全に関する意識の高揚を図り、もって県環境基本条例に謳う「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資するものとする。

○目標値 環境月間に行われる環境関連行事数の増加を目指す。  
（平成30年度：24、令和元年度：23、令和2年度：11）

## 2. 概要

顕彰の対象とする活動を福島県内で長期にわたって実践した個人・団体等に対し、その功績を顕彰し広く県民に紹介することによって、県民の環境保全活動に関する意識高揚を図り、環境保全活動を促進する。

また、環境保全活動等に資する情報を県民に広く啓発し、新たな環境保全活動の実践が促進されるように取り組む。

## 3. 根拠法令等

“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰要綱（最終改正 平成27年12月28日）

## 4. 実施内容等

## 1 環境顕彰

福島県内の7地方振興局、59市町村に対して環境顕彰候補者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体等について選考審査を行い、特に顕著な功績があると認められた者に知事感謝状・記念品を授与して、その功績を新聞やホームページを活用し広く県民に周知し、環境保全活動に対する意識を広報した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式を中止し、各団体を訪問し伝達を行った。

伝達式 日時 令和2年6月5日（金）13:30～

場所 ①福島市飯野支所

②株式会社南進測量

（注）①は、環境日、環境月間、環境週間、環境週刊紙、環境月報、環境月間行事等

- 受賞者 ①〔団体〕飯野はやま町内会（福島市）  
②〔団体〕株式会社南進測量（会津若松市）

2 環境の日、環境月間

(1) 上記表彰に合わせ、環境の日、環境月間の趣旨等について周知するとともに、環境月間中におけるイベント等についてホームページで周知を行った。

また、6月に合わせて新聞広告や、関係機関へのポスター配布を行った。

(2) マイボトル・マイカップ推進キャンペーンを実施した。

環境省のプラスチックスマート、マイボトル・マイカップキャンペーンに登録するとともに、新聞広告、テレビ放送、ラジオ、情報誌等で広くキャンペーンの周知を図った。

各団体・事業所等に対し「マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店」への登録を依頼し、登録店にはステッカーやポップ、コースターを配付し、使い捨て容器のゴミを削減する取組を促進した。

- ・マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店登録事業者数：34事業者390店舗（3月時点）
- ・啓発活動：県内のスポーツイベント、環境イベント、周知等

## 令和2年度 事業報告書

事業名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	新規・継続区分	継続
事項名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

空き缶等の散乱ゴミ対策について考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的としている「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が実施する地域の環境美化活動を支援し、県民、事業者、行政が一体となった環境保全実践活動の取組を推進する。

○目標値 地域の環境保全や環境美化活動を通し、一人一人当たりのごみ排出量の削減を目指す。  
当面、令和3年度末まで935g/人・日以下を目指す。

- ・平成31年3月末現在 1,029g/人・日 (R3.3時点の公表データ)
- ・平成30年3月末現在 1,042g/人・日
- ・平成29年3月末現在 1,039g/人・日
- ・平成28年3月末現在 1,057g/人・日
- ・平成27年3月末現在 1,081g/人・日

## 2. 概要

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」は、昭和58年に県、市町村、市民団体、県内の企業等が参加して設立した団体である（現在85団体）。  
本協議会の設立目的は、空カン等散乱ゴミについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることである。  
本事業は、協議会が主体となって実施する道路、河川、公園等の清掃活動や花いっぱい運動など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するものである。

## 3. 根拠法令等

福島県環境美化推進事業補助金交付要綱

## 4. 実施内容等

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」への助成（600千円）  
「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」内の各地域協議会で実施する道路、公園等の清掃活動や花壇の整備など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するため、協議会の事業費（啓発事業、清掃活動等）に対して助成を行った。  
（協議会の事業内容）  
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を自粛する団体があったものの、環境保全及び環境美化意識の向上を図るため、書面総会実施し活動を振り返るとともに、美化活動イベント等で使用する資材の配布や年度内の各団体の活動を広報紙としてまとめ、市町村や各団体等へ周知することで、地域住民の環境意識の維持向上を図った。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	地球にやさしい“ふくしま”県民会議	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

目的：「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」（地球温暖化対策地域協議会）を推進母体とし、県民、事業者、行政等が共通認識に立った地球温暖化対策の具体的な取組を促進する

目標：温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比25%、2030年度（令和12年度）までに基準年度比45%の削減を図る

指標：イベント等による普及啓発回数 年間24回

## 2. 概要

地球温暖化防止のため、県民、事業者、学校、地域社会等に対する普及啓発活動を実施し、県民一人一人の地球温暖化防止に向けた取組を促進する。

## 3. 根拠法令等

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 気候変動適応法
- ・ 地球温暖化対策計画（国）
- ・ 福島県地球温暖化対策推進計画（県）

## 4. 実施内容等

## (1) 県民会議・地方会議の開催

- 県民会議開催（書面開催） 5月28日
- 地方会議開催（書面開催）  
県北：7月27日、県中：10月26日、県南：8月20日、会津：8月26日、南会津：6月30日、相双：6月18日、  
いわき：2月3日

## (2) 普及啓発活動

- ふくしまエコライフマイスター  
・ 家庭への省エネ家電の普及促進のほか、県の実施する温暖化対策事業の推進を図った（通年）。

- ・ 福島県電機商工組合及び福島県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、省エネ家電の導入を推進するポスターを作成し、ふくしまエコライフマイスター店舗を含む県電機商工組合加盟店に掲示した（9月～）。
- みんなでエコチャレンジ
  - ・ 家庭で簡単かつ継続的に取り組める身近な省エネ・省資源活動や適応策等を「福島エコ道」として普及啓発を図るとともに、「エコ川柳」を募集して環境保全等について楽しく考える機会を提供した（応募期間：7月15日～10月15日）。
  - ・ 事業実績 参加世帯数：3,347世帯、エコ川柳：430世帯
- 地球温暖化防止活動推進員養成研修
  - ・ 養成研修会を開催し、推進員のスキルアップ及び新規推進員の養成を図った（11月）。
- 街頭啓発活動等
  - ※ 新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が中止されるなど対面方式での活動が制限される中、可能な範囲で普及啓発を実施した。
  - ・ 街頭啓発活動（8月8日）
  - ・ 商業施設等におけるパネル展示（12月23日～1月4日、1月5日～11日、1月12日～21日、1月22日～31日、2月2日～2月10日、2月12日～21日、3月1日～7日）
  - ・ イベント等でのパネル展示（10月4日、10月11日、10月28日～29日）
- 地方会議の活動
  - ・ 相双：ビーチクリーン活動（7月10日）
  - ・ 南会津：局舎内でのパネル展示（6月中）

## 令和2年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	エコドライブ推進事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

目的：本県の二酸化炭素排出量の2割を占める運輸部門における温暖化対策を進めるため、エコドライブの推進を図る。

目標：温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度（平成25年度））比25%  
2030年度（令和12年度）までに基準年度比45%の削減を図る。

指標：派遣回数 15件/年

## 2. 概要

エコドライブ講習会を開催する事業所等へ講師を派遣し、事業所の従業員等によるエコドライブの実践を促進するとともに、従業員等の家族や地域でのエコドライブの取組へと波及させていく。

## 3. 根拠法令等

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 国の地球温暖化対策計画
- 福島県地球温暖化対策推進計画

## 4. 実施内容等

【内容】  
「福島議定書」事業（事業所版）に参加した事業所が開催したエコドライブ講習会に、JAFより講師を派遣した。

【実施時期・回数】  
7月～11月にかけて計5回実施した。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	愛鳥ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地球環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

野鳥への親しみや野鳥保護思想についての普及啓発を目的とする。  
 東日本大震災発生後の平成23、24年度は実施を見合わせていたが、ポスターの制作過程において、自然のなかで野鳥を観察することで子どもたちが心に潤いを持って成長することを願い、また、制作に携わる子どもたちを通して野鳥のいる自然の保護意識の醸成、県期間への原画展示や各市町村や教育機関へのポスター配布による啓発運動などを行い、地域住民や教育関係者へも野鳥保護思想の高揚を図るとともに、心の復興の一助になるよう、平成25年度以降当該事業を継続している。  
 当事業では参加児童数を増やすことを目標とし、令和元年度事業計画までは毎年参加者1050人を目標数としていたが、令和2年度事業計画作成時に目標値の修正を行い、本事業の期間である平成25年度から令和9年度までの15年間で合計1万人の参加を目標とすることとした。  
 参加者目標数は、令和9年度までに県内児童のコンクール参加率を東日本大震災の前年の平成22年度の値まで回復させることを目指し、令和元年度以前の参加実績と令和2年度以降の想定参加率及び想定県内児童数から算出した参加者数の値の合計とした。

## 2. 概要

県内の小・中学生を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集する。  
 県で選考された作品を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和3年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に福島県代表として応募する。  
 なお、応募作品は、環境省、文部科学省及び学識経験者で構成する審査会により入賞作品を決定するとともに、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は翌年度の愛鳥週間ポスターとして全国に配布される。

## 3. 根拠法令等

静物多様性基本法、鳥獣保護管理法、第12次鳥獣保護管理事業計画

## 4. 実施内容等

- 令和元年度に開催された「令和2年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の審査結果に基づき選定・制作された「令和2年度愛鳥週間用ポスター」について、各市町村や教育機関への配布・掲示を通し野鳥保護思想の啓発運動を行った。
- 県内の全小・中学校へ令和3年度愛鳥週間用ポスターの原画募集を行い、小学校14校・85人、中学校40校・358人、計54校443人の参加があった。
- 各地方振興局長は、地方審査会を開催し提出された作品の中から優秀作品（小学校27点、中学校60点）を選出するとともに、そのうち上位作品（小学校17点、中学校31点）を県審査会へ推薦した。
- 県審査会において県知事賞（小・中学校各2点）、県教育委員会教育長賞（小・中学校3点）を選考し、地方振興局長賞とともに賞状・副賞の授与を行った。また、各賞に入賞しなかった作品において参加賞を配布した。
- 優秀作品について、県庁内及び野生生物共生センターにおいて原画展示を行った。
- 上位作品6点（小・中学校各3点）を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和3年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に県代表として推薦し、内1点が入選となった。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	尾瀬地域における環境保全活動推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境保全活動及びその知識の普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

優れた自然環境を有する尾瀬国立公園の環境を保全するため、尾瀬国立公園入山者や地域住民等に対して環境保全に関する知識の普及を図る。  
尾瀬国立公園の入山者数のうち、尾瀬沼ビジターセンターの入館者数の割合を平成39年度までに27%とする。

## 2. 概要

尾瀬地域における環境を保全するため、環境保護等のための資材等を継続的に作成し、現地での環境学習やビジターセンターにて積極的に広報等に活用するほか、県ホームページにも掲載し、尾瀬の環境保全や生態系、適正利用に関する知識の普及啓発を図る。

## 3. 根拠法令等

自然公園法、生物多様性基本法

## 4. 実施内容等

尾瀬の環境保全を継続的に広報するための資料等を作成し、尾瀬の環境保全や適正利用に関する知識の普及啓発を図った。

①専門委員会による持続的比較調査が可能な調査体制の構築  
専門委員会を（11月27日）開催し、多様な生態系を保有する尾瀬の効果的かつ具体的な調査内容等について整理検討するとともに、尾瀬の環境を持続的・順応的に管理するための調査内容の普及啓発の方法等について検討した。

②尾瀬訪問者による環境保全活動の参加・協力  
尾瀬国立公園の特別保護地区というこれまで調査が行き届いていない環境について調査を行うことで、尾瀬の自然の価値を可視化し、調査内容の普及を行うことにより尾瀬を訪れる登山者が尾瀬の価値を理解し、自律的に尾瀬の環境保全活動に参加・協力者の拡大を図った。

③尾瀬の環境保全に関する知識の継続的な普及啓発  
尾瀬沼ビジターセンターでのポスター掲示し、尾瀬の環境保全に関する情報提供を行った。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	開始年度	平成23年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

COP10による生物多様性に対する関心の高まりや東日本大震災に伴う省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの見直しを契機として、子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する。

また、今年9月に改定された「新・尾瀬ビジョン」において、「学校団体等による尾瀬での環境学習の推進」が今後必要な取組として明確化されたことを受け、本県においてもより積極的に本事業を推進するため、目標値は、年間700名を着実に実行することとし、広く子どもたちの環境意識の醸成を図っていく。

## 2. 概要

子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承するため、尾瀬で環境学習を実施する小・中学生等に対し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成する。

## 3. 根拠法令等

ふくしま生物多様性推進計画（生物多様性地域戦略）

## 4. 実施内容等

- (1) 実績：11団体389名
- (2) 助成の対象：尾瀬国立公園で、ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小・中学校、特別支援学校のほか、子どもたちの健全育成を目的とする県内のスポーツ少年団、子ども会、社会教育関係団体、旅行会社。
- (3) 要件：①尾瀬国立公園特別保護地区で実施すること。  
②尾瀬認定ガイドを活用した少人数（8人に1人のガイドレシオ）での自然解説、自然保護の歴史学習（ゴミ持ち帰り運動や電源開発への反対運動など自然保護発祥の歴史）、植生復元や環境に配慮した上下水道の学習等、質の高い学習を行うこと。

③学校、学年、学級、団体単位で行う行事であること。

- (4) スキーム：「尾瀬環境学習推進協議会（地元町村、関係団体、県、県教育委員会で設立）」の活動に対し負担金を支払い、協議会は、事業を円滑に推進するため、参加校を募集し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、事前学習の実施、ガイドの斡旋、緊急時の連絡体制・搬送体制の整備等を行った。

- (5) その他事業内容：県内小中学校や社会教育関係団体へ制度の認知度向上を図るため、メールによる周知や訪問活動を行った。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	新規・継続区分	継続
事項名	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

県内有数の観光地である猪苗代湖の周辺地域においては、東日本大震災後、観光客の激減など被害は深刻であり、地域の魅力・活力を回復していくためにも、かつて全国湖沼水質日本一を誇った猪苗代湖の水質を取り戻すことが県民の悲願となっている。

また、猪苗代湖では自然浄化機能の急激な低下から、りんによる富栄養化に伴う水質の悪化が懸念されており、その排出量の約5割を占める生活系及び観光系からのりん対策が急務となっている。

このため、県では窒素りん除去型浄化槽の整備促進を図ってきたところであるが、震災後の社会経済情勢の変化から、当該浄化槽の設置基数が「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に掲げる当初目標（年間80基）を大幅に下回っている状況にある。

このような状況を踏まえ、平成25年4月からの条例改正による当該浄化槽の設置義務化を契機に、更なる普及拡大と適正な維持管理及び保守管理並びに家庭で出来る生活排水の取組<sup>※</sup>への理解の推進を図り、猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催するなど住民参加型のプロジェクトを展開し、猪苗代湖の水質日本一への復活を目指して、地域住民等に対して生活排水の適正処理など水環境保全に関する知識の普及啓発を図る。

従って、関係業者及び猪苗代湖流域の住民、水環境保全に関心のある方を対象とした講習会の参加者数目標を年間80名とし、水環境保全に関する知識の普及啓発を図り、猪苗代湖の水質日本一復活に寄与する。

※ 家庭で出来る生活排水の取組：

台所の流しには、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにしたり、洗剤を適量使用し、洗剤の無駄をなくすなどの実践活動。

## 2. 概要

猪苗代湖の水環境を保全するため、「窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会」を開催し、当該浄化槽の適正な維持管理及び保守管理並びに家庭で出来る生活排水の適正処理の取組への理解を促進し、県のホームページ等に掲載することで、県民に対して水環境保全に関する知識の普及啓発を図る。

## 3. 根拠法令等

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例  
福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

## 4. 実施内容等

窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会（委託事業）

浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催した。講習会開催にあたっては、チラシの配布し、幅広く周知した。

また、講習会では、当該浄化槽の役割や仕組みについて実物等を使用して分かりやすく説明するとともに、浄化槽設置区域内の行政区で開催することにより、住民に対してより身近に、当該浄化槽の適切な施工・保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。

さらに、浄化槽の施工業者や保守点検業者には、県内における浄化槽の施工や保守点検時に併せて、県民に対する生活排水の適正処理に関する知識の普及を担ってもらい、県のホームページに、浄化槽の適正な維持管理や家庭で出来る生活排水対策等を掲載することで、県民に対して広く水環境保全に関する知識の普及啓発を図った。

① 開催日時：〈1回目〉令和2年6月29日（月）、〈2回目〉令和2年11月19日（木）

② 開催場所：〈1回目〉猪苗代町「学びいな」、〈2回目〉猪苗代町「内野集会所」

③ 開催回数：年2回

④ 対象者：浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者を含む猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方 〈1回目〉47名、〈2回目〉14名

## 令和2年度 事業報告書

事業名	「尾瀬子どもサミット」小・中学生3県交流事業	新規・継続区分	継続
事項名	「尾瀬子どもサミット」小・中学生3県交流事業	開始年度	平成17年度
担当部署	教育庁義務教育課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

尾瀬を取り巻く3県の小・中学生を対象とした「尾瀬子どもサミット」を実施することにより、尾瀬の水源の在り方や尾瀬の自然保護、尾瀬特有の動植物等、環境問題に対する認識を深め、3県の児童生徒の交流や触れ合いを図るとともに、次の世代を担う子どもたちの自然観及び自然環境観を育成し、環境教育を推進するとともに、環境保全に係る普及・啓発を図る。  
○目標値：参加児童生徒数として、毎年、定員の20名を目指す。

## 2. 概要

福島、新潟、群馬の3県から、公募による各20名の小・中学生、計60名を対象に、3泊4日にわたる尾瀬滞在を通して、班ごとに行う「フィールド活動」や参加児童生徒一人一人が学んだことを班でまとめ、その成果を発表し合う「全体発表会」の2つを主な活動とするものである。その他、尾瀬の自然を守るための取組を学ぶ「尾瀬レクチャー」、3県の児童生徒の親睦を深める「全体交流会」、さらには、3泊4日の活動の流れや参加児童生徒が学んだことなどを集約した記録集の作成などの活動を行う。なお、記録集は80部（参加児童数により変動有り）作成し、参加児童生徒及び参加児童生徒の所属する学校、該当市町村教育委員会、各教育事務所及び関係機関等に配布（環境保全等に関する普及・啓発）する。また、最終日には、各県に戻り、知事に対して参加児童生徒一人一人が活動内容や環境保全に対して考えたこと、学んだこと等を報告する「知事報告会」を実施する。

## 3. 根拠法令等

## 4. 実施内容等

3県で協議の上、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年7月29日（水）～31日（金）に実施を予定していた令和2年度尾瀬子どもサミットを中止した。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境活動スタート事業	開始年度	平成元年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

地球温暖化によって日本や世界各地で異常気象が起きており、地球温暖化はその予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つである。

本県においても、県民の総意と参加による環境と経済が調和した総合的な地球温暖化対策の推進が求められている。そこで、環境への負荷を低減するライフスタイルへの転換を促進するため、子どもの成長に応じて環境保全に関する意識啓発活動を行うとともに、児童・生徒を通して家庭や地域における省資源・省エネルギーの意識醸成を図る。

環境活動スタート事業では、本県の将来を担う青少年の省エネ意識の啓発と、省エネに向けて主体的に考えて行動する人材として育成するために、中・高校生が地球温暖化によっておきる影響を具体的に知る機会等を確保し、自ら考えながら実践する環境活動のスタート、ステップアップを支援する。

上記の目的を達成するために、目標値は、県内の中学校と高等学校を合わせた学校数360校程のうち、毎年県内7校の中学校、高等学校を対象に支援し、令和9年度までに56校の学校に支援することである。県内7つの学校とした理由は、県内7地域から1校選んだ場合の数である。

## 2. 概要

学校を通して講演会を実施し、生徒に地球温暖化防止などの環境に対する意識の向上を図り、生徒は各活動の場で環境活動を実践することをねらいとしている。そこで、学校の指導力を活かして講演会の事前指導及び事後指導を行うことによって、生徒は環境に対する理解をより一層深めたうえで、環境活動を実践する機会を得ることが可能である。学校には、学年、全校という単位でより多くの生徒や教職員、さらに保護者に講演会への参加をお願いし、省エネに向けて主体的に考えて行動する人材を育成する。

講演会では、環境の専門家である講師が地球温暖化を中心に環境に関する講演を行うとともに県の地球温暖化対策事業に関するチラシを配付して紹介する。

講演会実施学校は、生徒が書いたレポート（講演会の感想と講演会をきっかけに気づいた自分にできる地球温暖化防止に対する取組内容の実践、実践を終えての感想や気づき）を提出する。県は提出されたレポートの内容を取りまとめ、県内の中学校、高等学校に周知するとともにHP等で広く発信し、地球温暖化防止等環境に関する県内への普及啓発を行う。

## 3. 根拠法令等

生活環境部事業計画

## 4. 実施内容等

- (1) 参加校募集：教育庁の後援を得て参加校を募集し、講演会を実施する7校を決定した。
- (2) 参加校への物品配付：県で実施している地球温暖化対策事業についてのリーフレットを作成し、参加校の全生徒及び教員に配付した。
- (3) 講師派遣・講演会実施：講師を参加校に派遣し、講演を行った。
  - ①川俣町立川俣中学校（7月10日）
  - ②西郷村立西郷第一中学校（9月9日）
  - ③いわき市立内郷第三中学校（9月10日）
  - ④只見町立只見中学校（9月15日）
  - ⑤福島県立福島高等学校（9月29日）
  - ⑥郡山市立片平中学校（11月17日）
  - ⑦檜葉町立檜葉中学校（12月11日）
- (4) レポートの収集と活用：講演会実施後、参加生徒が記入したレポートを回収して取りまとめ、HP等で発信することにより、地球温暖化防止に関する普及啓発を行った。

## 令和2年度 事業報告書

事業名	ECO・マイアクション発信事業	新規・継続区分	継続
事項名	ECO・マイアクション発信事業	開始年度	令和2年度
担当部署	生活環境部一般廃棄物課	終了年度	令和9年度

## 1. 目的及び目標（値）

3Rの推進などの環境に関する県民参加型事業に取り組んでいるが、既存の事業については参加者が横ばい傾向となっており、一人一日当たりのごみ排出量もここ数年横ばい傾向となっているなど環境に関する指標も改善しておらず全国的にも下位にある。このため、次世代を担う若い世代を中心に環境保全に関する取組への参加者を広げていくことが大きな課題となっている。

このことから、スマートフォンに慣れ親しんでいる10代後半から40代前半の若い層を関心を引きつけやすく、取組に対してポイント等のインセンティブを簡単に付与できるスマートフォンのアプリを使った県民参加型事業を展開することにより、次世代を担う若い層を中心とした参加者の裾野を広げ、かつ自発的な取組を推進していくことを目的とする。

目標値は、令和9年度までに環境アプリのダウンロード者20,000人を目指す。

## 2. 概要

地球温暖化の防止や廃棄物の削減に向けて、スマートフォンなどのアプリを活用しながらごみ減量化、省エネルギー等に関する取組を広げ、環境に負荷をかけないライフスタイルの普及を図る。

## 3. 根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律  
 循環型社会形成推進基本法  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 食品ロスの削減の推進に関する法律  
 福島県環境基本計画  
 福島県地球温暖化対策推進計画  
 福島県循環型社会形成推進計画  
 福島県廃棄物処理計画

## 4. 実施内容等

○環境に負荷をかけないライフスタイル実現のため、スマートフォンのアプリを活用しながら、3R、省エネルギー、環境保全活動に取り組んでもらうための広報、啓発を行い、環境活動への参加者を広げる。

## ●環境保全基金を充当する内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアプリの開発、公表時期が遅れ、運用開始が令和3年度となったことから基金充当を予定していた広報事業の実績なし。